住居の賃貸借の終了をめぐる利益の比較衡量 (十五)

―ドイツ裁判例研究からの模索―

田

中

英

司

目 次。

序説

Ι

1 本論文の位置づけ

関連するBGBの規定等の確認

2

3 4 考察の方法と順序 日本法の判例における借家権の存続保護に関する判断枠組みの確認 (以上、五二巻一号)

比較衡量の前提となることがらにかかわる裁判例

賃借人にとっての「苛酷さ」をめぐる住居使用賃貸借関係の解約告知に関する裁判例の判断枠組み

 \prod

1 BGB五七四条の意義等について

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号 (二〇二四年

八月

113

2 賃借人にとっての「苛酷さ」の意義について

3 民事訴訟法七二一条にしたがった「明渡しからの保護」との関係について(以上、五二巻二・四合併号)

比較衡量それ自体にかかわる裁判例

1 利益の比較衡量の基本的な枠組みにかかわる裁判例

①連邦憲法裁判所および連邦通常裁判所等の裁判例

(以上、五三巻一号)

(1)

利益の比較衡量の基本について

②下級審裁判所の裁判例 (②の五の第五の裁判例まで、五三巻四号)

③小括(以上、五四巻一号)

(2) 当事者の態様・認識について

①当該契約の締結時または当該住居の取得時における当事者の態様・認識が問題とされた事案

③当事者の態様 ②当該解約告知の対象の選択における賃貸人の態様・認識が問題とされた事案 ・認識が問題とされたその他の事案

当事者の利益が均衡している場合について

(3)

(以上、五四巻二号)

具体的な利益の比較衡量に関する裁判例

2

114

- (1) 生命・身体・健康の侵害が問題とされた事案
- ①賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された事案

(以上、五四巻三·四合併号)

②賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案

③小括 (以上、五五巻一号)

代替住居の調達が問題とされた事案

(2)

①代替住居の調達に関する一般的なことがらにかかわる裁判例

①二重の転居になることが考慮された事案

②賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された事案

(以上、五五巻二号)

⑤その他の事情が考慮された事案

③賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案(以上、五五巻三号)

③二重の転居になることが考慮されなかった事案

⑤その他の事情から賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案(⑥の三の第八の裁判例まで、五五巻四号。第

第五七巻

第一号 (二〇二四年

八月)

二九の裁判例まで、五六巻一・二合併号)

西南学院大学法学論集

 \blacksquare

1

総括

2

II

日本法への示唆

総括と日本法への示唆

③ 小 括

(4)

(3)

経済的な支出が問題とされた事案

④小括 (以上、五六巻三号)

住居の賃貸借の終了をめぐる利益の比較衡量(十五)

その他の利益の侵害が問題とされた事案

④小括(以上、五六巻四号)

③賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案 ②賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された事案 ①経済的な支出に関する一般的なことがらにかかわる裁判例

①賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された事案

②賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案 (以上、本巻本号)

賃借人にとっての「苛酷さ」をめぐる住居使用賃貸借関係の解約告知に関する裁判例の判断枠組み

二 比較衡量それ自体にかかわる裁判例

2 具体的な利益の比較衡量に関する裁判例

4 その他の利益の侵害が問題とされた事案

第四に、その他の利益の侵害が問題とされた事案を取り上げる。

という二つの類型に分けて、関係する裁判例を考察することにする。 ここでは、①賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された事案、および、②賃借人にとっての「苛酷さ」が否定された事案、

①賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された事案

ての 居が要求できる条件で調達されることができない、もしくは、調達されることが困難であることを理由として、賃借人にとっ 「苛酷さ」が肯定されている事案との区別が截然としないかもしれないが、賃借人の側の家族という利益の侵害が問題と 結論として、賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された事案を考察することにする。 まず、すでにⅡの二の2の2の2の0の①において考察したところの、 賃借人の側の家族的な事情から、 相当な代替住

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号 (二〇二四年

八月)

第一に、フライブルク区裁判所一九九三年一月一四日判決をみておきたい。

【83】フライブルク区裁判所一九九三年一月一四日判決(⑫)

[事案の概要と経緯

原告(賃貸人)は、一九八五年六月二二日の契約によって、被告(賃借人)らに本件住居を賃貸した。被告・二は、その間 被告・一と別居したが、本件使用賃貸借契約から退いたことなしに、 本件住居から引き払った。原告に帰属する本件建物

には、六つの住居があったが、それらの住居は全部賃貸されていた。 原告は、一九九一年一二月二七日付の書留によって、 彼の娘のために、「自己必要」を理由として、一九九二年六月三〇日

付で、被告らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。 原告は、 次のように主張した。 すなわち、 原告の娘は、 無条件に現在の彼女の住居から引き払わなければならなか つた。 原

いるように思われた。 わ から構成されており、 告の娘は、 けでは決してなかった。 これに対して、 彼女の伴侶と共同で、その両親の一家族用住宅において、湿っぽい住居に居住していた。その住居は、 被告らは、 それが原因で、 台所は存在しなかったし、専用の入口もなかった。その湿気は、部分的に個々の壁の部分に生じている むしろ、 本件訴えの棄却を求めたが、被告・一は、 一階全体が、 原告の娘は、 防湿材で防護することが欠けていることにもとづいて、 すでに、 健康上の損害、 補助的に、 すなわち、 BGB旧五五六a条にしたがって、 腎臓の病気を被ったのである。 すっかり湿らされて 寝室と居間 これま

での条件で本件使用賃貸借関係を継続することを請求したのである。

瓦に、 供らをもち、ひとりで子供らを育てている母親にとって、フライブルクの住居市場の状況は見込みのないものであった。被告・ いた。考えられるあらゆる努力にもかかわらず、代替住居を見出すことは、被告・一にうまくいかなかった。特に、二人の子 たことを申し立てた。 方、被告・一は、本件使用賃貸借関係の継続の請求について、被告・一が彼女の子供らとともに本件住居に頼らざるを得なかっ 本件解約告知の名宛人において社会的な選択をするという義務に違反した。そのような選択の正しい結果は、 あるから、 は、 職業に従事し、ひとりで子供らを育てている母親には解約告知されないということでなければならなかっただろう。一 彼女によって放棄された代替住居の広告に関して、二十三の計算証拠書類を提出したのである。 付近に居住するところの被告・一の母親によって、および、被告・二によって世話されることができるように位置して 原告は有効に解約告知しなかった、と申し立てた。さらに、被告・一の見解にしたがって判断するならば、原告は、 原告の「自己必要」を否認した。被告・一は、その「自己必要」についての原告の申立ては十分でなかったので 被告・一はL銀行の銀行員であり、本件住居は、現在、 被告・一の二人の就学義務のある子供らが、交 二人の子供らを

119

判決理由

使用賃貸借関係は判決によってこれまでの条件で期間の定めなく継続されなければならなかったのである。 区 |裁判所は、 結論として、「口頭弁論と証拠調べの結果にしたがって、本件訴えは棄却されなければならなかったし、 本件

•

れたものである、 当裁判所は、確かに、原告の本件解約告知を形式的に有効であると考えたし、自己必要という本件解約告知理由をも証明さ と判断した。 もっとも、 BGB五五六a条一項にしたがって行われなければならない比較衡量は、 本件使用

賃貸借関係の契約にしたがった終了が、 被告・一にとって、賃貸人の正当な利益を評価しても正当化されることができないと

ころの苛酷さを意味するという結果をともなったのである」、と判断した。

(賃借人)・一にとっての 一由において、 「苛酷さ」を肯定したのである。 区裁判所は、 次のように論じることにより、賃借人の側の家族という利益の侵害の観点から、

告・一は、彼女が代替住居を得ようと努力したことを、賃貸借の申請書のための二十三の計算書の提出によって証明し うな空間的状態に ない家族組織 ある二人の子供らの面倒をみるように義務づけられている。それは、現在、被告・一の母親がなお近くに居住し、子供らの 由 ·供らを育てている女性には、適当な住居を見出す機会がめったに認められないことは、依然として裁判所に周 は われの社会があまり子供に対して理解のあるわけではなく、そのうえさらに就学義務のある二人の子供らをもち、ひとりで 「・・・・被告・一の存続保護についての利益は、少なくとも、原告の取戻しについての利益と同じ程度に重要である。 彼女の異議、 説得力のあるものであった。被告・一は、ひとりで子供らを育てているし、彼女の完全な仕事のほかに、就学義務・ ば: 被告・二もまた近くにおいて職についていて手伝うことができる限り、被告・一に可 両方の援助の可能性の空間的な近さに頼らざるを得なかった。それに加えて、被告・一がその間 ある代替住居を見出さなかったことが被告・一に負担させられることはできないという事態になった。わ および、判決によって本件使用賃貸借関係を継続するという申立てのために引き合いに出したところの理 能· である。 知· である。被 完全では に・ 同じよ 0).

が今本件住居を放棄するように義務づけられているならば、 それは、正当化されることができない苛酷さであろう。

である

仕事を失った場合に社会保障に滑り落ちるという危険が大きかったからである。 というのは、被告・一は、彼女の子供らをともなうこれまでの生活共同体を放棄しなければならないか、あるいは、彼女の

• • • • • • •

あるから、 るから、本件使用賃貸借関係は期間の定めなく継続されるのである」。両方の側の利益の状況がどれほど長くそのようなままであるのかという点は、目下のところ予測されることができないので両方の側の利益の状況がどれほど長くそのようなままであるのかという点は、目下のところ予測されることができないので

第二に、ヴィンゼン(ルーエ)区裁判所一九九四年二月一七日判決をみておきたい。

【8】ヴィンゼン(ルーエ)区裁判所一九九四年二月一七日判決⑷

[事案の概要と経緯

四人の扶養義務のある子供らを有した。原告は、過去において、何度か、成果なく、本件使用賃貸借関係を解約告知したが、 被告(賃借人)らに本件住居を賃貸した。本件使用賃貸借関係は、本来、一九九〇年一二月三一日まで期限づけられていた。 一九九三年三月三〇日付の書面をもって、「自己必要」を理由として、一九九三年六月三〇日付で、本件使用賃貸借関係を解 原告(賃貸人)は、一九九○年六月一日の本件使用賃貸借契約をもって、八五○ドイツマルクの正味の暖房費ぬきの賃料で、 彼の家族とともに本件住居に入居したが、現在、被告によって賃借された本件住居に居住していないところの、妻と

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号 (二〇二四年 八月)

する、 被告のところに帰ることが考慮に入れられることができる。 一九九二年一〇月に終了させられていた。被告は、 原告は、ハノーファーにおける勉学を終えたあと家に帰ってくるつもりであるところの原告の娘のために本件住居を必要と これに対して、被告は、次のように申し立てた。すなわち、原告は、数年以来、本件住居から被告を追い立てようとした。 と主張した。 被告の婚姻は、 現在、 ひとりの人として、本件住居に居住した。それに対して、被告の家族は、 原告自身の住居には、 依然として存続しているのであり、 その娘のための場所がなかった。被告らとの本件使用賃貸借関係は、 かなり前に、 被告の妻は、 被告の妻は、これまで、このような危機のあと常に帰ってきたの 彼の家族と別居し、彼の家族に本件住居から出て行けと命じ その子供らとともに、 別に住居を見出したのである。 夫婦の本件住居に、すなわち、

[判決理由]

である

分に説明しなかった・・・・ 一裁判所は、 結論として、 「原告は、 彼の解約告知の書面において、 本件住居を本当に彼の娘のために必要とすることを十

そのことを超えて、 被告は、 BGB五五六a条にしたがって、本件使用賃貸借関係の継続に対する請求権を有する」、 と判

断した いだの比較衡量において、 その判決理 本件住居においては、被告にとっての家族の住居にかかわる問題である。その婚姻は解消させられていないし、 由において、 賃借人の側の家族という利益の侵害の観点から、賃借人にとっての「苛酷さ」を肯定したのである。 区裁判所は、 次のように論じることにより、 原告 (賃貸人) の利益と被告 (賃借人) の利益とのあ

在する。そのとき、被告の妻とともに、四人の扶養義務のある子供らが帰ってくる。被告は、これらの子供らにひとつの部屋 を提供しなければならない。これほどに大きな家族のために、適当な住居を見出すこともまた、困難である。それに対して、 被告の妻は依然として本件住居に居住する権利を有するのであるから、被告の妻が被告のところに帰るという可能性もまた存

きにも、考慮に入れられなければならないのである」、と判断したのである。・・・・ にしたがった比較衡量において、賃借人の利益として、賃借人の妻が四人の子供らとともに一時的に本件住居を引き払ったと 区裁判所は、右のように、本判決の判例集の要約にあるように、「家族にとっての本件住居を維持することは、社会的条項・

定された事案を考察することにする。 賃借人の側の居住環境への定着という利益の侵害が問題とされ、 結論として、賃借人にとっての「苛酷さ」 が肯

第一に、ヴッパータール地方裁判所一九七○年六月二五日判決をみておきたい。

【18】 ヴッパータール地方裁判所一九七〇年六月二五日判決 ৷৷৷

[事案の概要と経緯

らは、 現在五○歳もしくは六四歳であったが、 原告 (賃貸人) の本件建物において、 一〇年を超えて以来、

本件住居に居住していた。本件住居は、二つの部屋、 台所、 玄関ホール、浴室、および、 物置部屋から構成され、 本件建物の

月あたりの賃料は一二一ドイツマルク六六ペニヒであった。

四階に所在し、

告知し、 原告は、 本件訴えをもって、被告らに対して、本件住居の明渡しと返還を請求した。 一九六八年一一月二五日付の書面によって、一九六九年一一月三〇日付で、 被告らとの本件使用賃貸借関係を解約

け入れたほか、 原告は、次のように主張した。すなわち、被告らは、四六平方メートルの広さの本件住居に申合せに反して二人の孫らを受 ほとんど毎日、被告らの娘が、これ以外の二人の子供らとともに本件住居に滞在した。その子供らは、 スケー

被告らは、かつて、ベビーカーを廊下に置き、それによって、ほかの居住者らが通行につ

いて妨げられていた。さらに、被告らが行った家内労働によって、 相当な騒音が本件建物内に発生し、 その騒音はほ かの賃借

人らにこれ以上要求されることができないのである。

ŀ

靴などで廊下じゅうを走ったし、

間 の定めなく延長することを求めた。 これに対して、 被告らは、一九六九年九月二五日付の書面をもって、 本件解約告知に異議を述べ、 本件使用賃貸借関係を期

被告らは、次のように申し立てた。すなわち、 被告 (夫)は、若年身体障害者であり、年金手続きがなお完了していなかっ

たので、 (妻) は、 目下のところ収入がなかった。その年金額は、 家内労働によって、 月あたり、 正味で、 およそ二五〇ドイツマルクを得た。被告らには、 将来、 四○○ドイツマルクと四五○ドイツマルクの間にあるだろう。 本件住居に受け入れ

区裁判所は、 本件訴えを棄却し、 当事者の間の本件使用賃貸借関係を期間の定めなく延長した。 というのは、 区裁判所は、

られた二人の孫らについての保護権が委ねられていたのである

本件解約告知に対する被告らの異議を理由づけられたものである、 と考えたからである。

これに対して、原告は、地方裁判所に控訴したのである。

[判決理由

地方裁判所もまた、結論として、「許容しうる本件控訴は、理由づけられていなかった。

きないところの苛酷さを意味したからである(BGB五五六a条)」、と判断した。 者の本件使用賃貸借関係の契約にしたがった終了は、被告らにとって、原告の正当な利益を評価しても正当化されることがで た。被告らによって形式と期間に適合して述べられた本件解約告知に対する異議は、理由づけられていた。というのは、 たのであり、 件使用賃貸借関係は、 原告によって意思表示された本件解約告知によって有効に一九六九年一一月三〇日付で終了させられたところの当事者の本 その結果、本件明渡しの訴えは成果がなかったという点において、区裁判所に賛意が表明されなければならなかっ BGB五五六a条にしたがって、 被告らの異議に応じて、 期間の定めなく延長されなければならなかっ

肯定したのである れたものの、 その判決理由において、 まず第一に、賃借人らの側の居住環境への定着という利益の侵害の観点から、賃借人らにとっての「苛酷さ」を 地方裁判所は、次のように論じることにより、被告(賃借人)らの側の経済的な事情をも考慮に入

住地域に定着していることを考慮に入れて、相当な苛酷さを意味した。彼らのこれまでの周辺の地域に比較的高齢の人々が定 に、被告らが、原告の本件建物に所在する本件住居にすでに一○年を越えて以来居住し、そのことから、彼らのこれまでの居 |裁判所が正当なことに強調したように、本件使用賃貸借関係の終了は、五○歳もしくは六四歳の被告らにとって、すで

り近い 人の保護に値する利益として、それとともに、その解約告知に対する異議を裏づける事情として、正当と認められてい 着していることは、BGB五五六a条にしたがった利益の展開の枠組みにおいて、その使用賃貸借関係の存続についての賃借 証明されてもいなかったのである。 周辺の地域において被告らにとって負担できる条件で賃借できる代替住居が意のままになることは、 明らかでもなか る。よ つ

収入だけを有したところの被告 まで、それを用いて、 ツ らに要求されることができるほどに好都合ではなかった。被告 マルクという月あたりの実質収入をもっている場合、 その他の点では、被告らの収入関係もまた、代替住居の調達および転居のために費用をもって負担をかけられることが被告 ころの被告(妻)の生計の必要を保障するために、その金額に頼らざるを得なかったのである」。 ⑫ 彼自身の生活費、および、部分的に、その家内労働にもとづいて月あたりおよそ二五〇ドイツマルクの 被告(夫)は、 (夫) が、 若年身体障害者のために開始された年金手続きの完了 原告の申立てにしたがって、少なくとも六○○ドイ

利益は、 他方において、 明らかにされてもいなかったし、証明されてもいなかった」、と判断したが、その理由について、次のように論じた。において、地方裁判所は、「それに対して、当事者の本件使用賃貸借関係の終了についての原告(賃貸人)の優先する

原告は、なお未婚である被告らの息子が被告らの世帯において生活することを受け入れなければならなかった。・・・ 原告は、 被告らの二人の孫らが被告らの本件住居に居住することを許容しなければならなかった。

使用賃貸借契約の違反を意味しなかったのであり、 議論の余地もなく、 これらの孫らについて保護権を有したし、 原告の明渡しの利益を正当化することもできなかった その結果、 本件住居にこれらの孫らを受け入れることは、

原告が、被告らに対して、昼間に被告らの娘をこれ以外の二人の孫らとともに訪問のために迎えることを禁じては

ならないことは、これ以外の理由づけを必要としなかった。原告は、これらの人々が、本件建物の住人どうしの平和あるいは

本件建物の秩序を妨害し、特に、同居者に要求できないほど迷惑をかけることを十分に証明しなかった。

第二に、ミュンヘン第一地方裁判所一九八八年三月二三日判決をみておきたい。

【18】ミュンヘン第一地方裁判所一九八八年三月二三日判決⑫

[事案の概要と経緯

事実関係の詳細は明らかでないが、判例集から読み取れる事案の概要は、次のようであった。

用賃貸借関係を解約告知した。これに対して、 原告(賃貸人)らは、一九八六年六月一八日付の書面をもって、「自己必要」を理由として、 被告らは、 BGB旧五五六a条にしたがって、本件解約告知に異議を述べ、本 被告(賃借人)らとの本件使

件使用賃貸借関係の期限をつけられた継続を請求したのである。

地方裁判所に控訴したのは、原告らであった。

|判決理由

西南学院大学法学論集 第五七巻 第一号 (二〇二四年

八月)

Ŧi. その判決理由において、 五六a条にしたがって、 八日付の書面をもって、 地方裁判所もまた、「許容しうる本件控訴は、その結論において、理由づけられていなかった。確かに、一九八六年六月 地方裁判所は、次のように論じることにより、被告 一九九○年三月三一日まで期限をつけられて継続されなければならなかったのである<u>」</u>、 ⑫ 被告らに対して、有効に、通常の解約告知がされた。しかし、本件使用賃貸借関係は、 (賃借人)らの側の居住環境への定着という利 と判断した。 B G B

В 被告らの訴訟代理人によって、適時に立てられた。本件使用賃貸借関係の延長のための実体的な要件もまた、

益の侵害の観点から、

賃借人らにとっての「苛酷さ」を肯定したのである。

高齢も、 被告らにとって、特別な精神的な負担とも結びつけられていることを理解できるように思わせるのである]。(戀) 5. ない健康状態にあるのかどうかという点は、未決定のままでありうる。今や二五年という長い使用賃貸借期間、および、被告 GB五五六a条にしたがって存在した。被告らが、被告らによって本件訴訟において申し立てられたように、本当に健全で 長い使用賃貸借期間も、被告らが、彼らのこれまでの周辺の地域と本件住居に特に定着しているし、 (六八歳と七二歳)は、全部でBGB五五六a条の意味における苛酷さについての理由を明らかにする。被告らの 住居の交替が、

128

分な程度において存在しなかった」、と判断したが、 他方において、 地方裁判所は、「本件使用賃貸借関係の継続の妨げになっていることができるところの賃貸人の利益は、十 その理由について、次のように論じた。

終了を正当化しなかった。確かに、本件住居からの仕事場への道のりは、原告・二にとって、現在の住居からの仕事場への道 告らの自己必要は、 確かに むしろ、考えられる自己必要の事案の下位の領域に位置しているのであり、本件使用賃貸借関係の ・すべての事情を考慮に入れて、原告らの自己必要は肯定されることができる。 しかし、)即時 原 0

告らによって購入されたのである」。 0) もかくも、見通すことのできる将来において相当な賃料の増額が被告らから獲得されてはならないという事実を認識して、 わせるところの改善にかかわる問題ではなかった。被告らが現在わずかな賃料だけを支払わなければならないという事実に関 りよりも、ほとんど面倒でなかった。しかし、その際、原告らが即時に転居しなければならないことを理解できるように思 これは、原告らにとって、本件使用賃貸借関係の継続が問題にならないような重要さをもたなかった。 本件住居は、 原 ع

必要に対応する住居を探すためにも十分であるように思われたのである」、と付言したのである。 の間継続することが、相当であるように思われた。この期間は、被告らにとって、じっくりと新たな状況に適応し、 地方裁判所は、「賃借人と賃貸人の反対の利益の比較衡量のもとで、 当部には、 本件使用賃貸借関係を二年の期間 被告らの

第三に、フォルヒハイム区裁判所一九九一年二月六日判決をみておきたい。

【13】フォルヒハイム区裁判所一九九一年二月六日判決⑫

[事案の概要と経緯

に関する使用賃貸借関係の解約告知の可能性を援用して、一九九○年二月一日付の書面をもって、一九九○年七月三一日付で、 (賃借人)との本件使用賃貸借関係を解約告知した。本件使用賃貸借関係の終了のためのそれ以外の理由は、 (賃貸人)らは、 本件解約告

知 の書面において挙げられなかった。これに対して、被告は、一九九○年五月二一日付の書面をもって、 BGB旧五五六a条

を援用して、 本件解約告知に異議を述べ、期間の定めのない本件使用賃貸借関係の継続を請求したのである。

た。それに加えて、 面をもって、 原告らは、 一九八九年一一月三〇日付で、本件使用賃貸借関係を解約告知した。被告は、ほかの住居に転居する状況にあっ 次のように主張した。 被告の娘はPにおいてひとつの自宅をもち、被告は何の問題もなく娘の自宅に入居することができるので すなわち、 原告らは、すでに、 本件解約告知にさきだって、 一九八九年五月一六日付の書

九八六年に、彼女の夫の死亡のあとで、 これに対して、 被告は、 身体的な障害 (血行不全、 彼女の居住地をRからPに移した。というのは、 高血圧症による) のほか、 次のように申し立てた。すなわち、 被告の娘がそこに居住するからで

居場所は被告の意のままにならなかった。その間に、

被告は、

Pにおいて、

ある。

しかし、

被告の娘の自宅において、

ある。

事していない被告の娘による援助を受けることができた。さらに、 Pには、 えた食料品店、二つの肉屋、 手離したくないところの交際範囲を築いた。 なお、杖の助けをもってのみ移動することができた。二○○メートルないし三○○メートルの周辺地域に、 被告の亡くなった夫の移しかえられた墓もあった。 郵便局、および、貯蓄銀行があるのであるから、被告は、なお、 Pに居住しているところの被告のかかりつけの医者は、 Pにおける本件住居の立地条件にもとづいて、 被告は、 範囲の広い探索にもかかわらず、 自炊生活をすることができた。 毎週被告を往診 被告は、 Pにおいて、 職業に従 した。 そ 被

判決理由

0)

かの代替住居を見出すことができなかったのである。

区裁判所は、結論として、「本件訴えは、理由づけられていなかった。

期間の定めなく、本件使用賃貸借関係の継続を請求することができた。

被告の異議は、一九九〇年五月に、適時に表明された。賃貸人と賃借人とのあいだの利益の比較衡量は、 期間の定めのない

本件使用賃貸借関係の継続に行き着いたのである」、と判断した。

いうのは、 その判決理由において、区裁判所は、はじめに、「その際、賃貸人らの利益は、 賃貸人らの利益は、本件解約告知の書面においても、本件訴訟においても、申し立てられなかったからである」、◎ 考慮に入れられることができなかった。

0) 周辺の地域における強度の定着という利益を考慮に入れて、賃借人にとっての「苛酷さ」を肯定したのである。 区裁判所は、 次のように論じることにより、被告(賃借人)の高齢だけではなく、身体的な障害とともに、

び、周辺の地域における強度の定着と結びついて、本件使用賃貸借関係の期間の定めのない延長に行き着くことができる。原 うかという点は、未決定のままでありうる。身体的な能力の衰えは、他の人々もまたそれに苦しめられることによって、 告らの側から、被告の身体的な侵害は否認されなかった。一般的に、このような年齢の人々が、同じような苦痛をもつの **¯もっぱら高齢(八一歳)だけで、その異議を十分になお正当化するわけではない。しかし、高齢は、身体的な障害、およ**

被告がRからPへの転居によって自分自身でよりどころを失ったし、その理由から引き続いての転居が被告に要求できるこ

わずかに注目すべきものにはならないのである。

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号(二〇二四年

八月)

0). その場所によってのみならず、より近い周辺の地域によっても影響を及ぼされる。特に、より高齢の人々がなお自分自身でそ ともまた、被告に負担させられることはできなかった。より高齢の人々の生活領域は、彼らの制限された行動範囲によって、 所帯をきりもりする場合、商店等々に容易に到達しうることという問題は、重大な意義があるのである。

いう一般的な問題は、ここで、強められて表面化する。原告らもまた・・・・意のままになる住居を挙げなかったのである。 ほ か ・・・Pのような地方自治体においては、構造上、 0 地方自治体に転居することは、 当裁判所には要求できるように思われなかった。被告は、彼女の娘の居住地であると 制限された住居市場だけが意のままになる。その結果、 住居の欠乏と

第四に、ケルペン区裁判所一九九一年四月一二日判決をみておきたい。

【8】ケルペン区裁判所一九九一年四月一二日判決⑫

[事案の概要と経緯]

建物には、 ほとんど八四歳であった被告 九九〇年七月二七日に被告・一に到達したところの書面をもって、「自己必要」を理由として、一九九一年七月三一 それに加えて、被告・一の息子である被告・二が居住していた。 (賃借人)・一は、一九七二年八月一日以来、 原告 賃借人として、 (賃貸人) は、 本件建物に居住していた。 所有権者として登記されたあ 本件

日付で、被告らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。

どまり続けることと結びつけられる相当な経済的な負担を長い間引き受けることができなかったのである。 ように思われるところの被告・一の高齢のために不成功に終わったのではなかった。最後に、 一九九〇年八月まで、 恒常的にそこに居住した。したがって、転居することは、その他の点ではきわめて壮健である 原告は、 被告らが本件建物にと

いずれにしても、

[判決理由

ない 利益を評価しても正当化されることができないところの要求できない苛酷さを意味するからである」、と判断した。 本件使用賃貸借関係の継続を請求することができる。というのは、本件使用賃貸借関係の終了は、被告・一にとって、 区 一裁判所は、 (BGB五六四b条二項二号)。 しかし、被告・一は、BGB五五六a条一項、三項二文にしたがって、 結論として、 「確かに、 原告は、 自己必要を理由として、本件解約告知について正当な利益を有するかもしれ 期間の定めなく、 原告の

その判決理由において、

区裁判所は、

次のように論じることにより、

八四歳の被告

(賃借人)・一が、ほとんど一九年本件

本件建物、 および、 より近い周辺の地域に定着していたことを重要視して、賃借人にとっての「苛酷さ」を肯

定したのである

告・一によって賃借された本件建物において生活し、ほんの数ヶ月のうちに八四歳を完結するあとで、原告の自己必要につ 方の側の利益の比較衡量にとって、もっぱら、被告・一の高齢だけが決定的である。被告・一が、ほとんど一九年、被

お、ほとんど、自力でやってのけられることができなかった。それに対して、 ら取り去られるだろう。 考するように強いられている―これは本件建物の取得の時点において全く予見されなければならなかった―か を被告・一に不可能にする。原告は被告・一による本件建物の継続された利用において原告の経済的な任意の処理を新たに 居を探すことを被告・一に要求することを許さないのである。被告・一が彼女の現在の本件住居において最近の一九年を使 てのけることができなかったのかどうかという点が重要であることなしに、すでに、相当な居住期間と高齢が、なお新たな住てのけることができなかったのかどうかという点が重要であることなしに、すでに、相当な居住期間と 果たしたあとで、 ての利益を有利に扱うことは、考慮に値しなかった。被告・一が彼女の高齢のほかに健康的な理 .う被告・一の高齢は、すべての人生経験にしたがって、新たな住居においてなお勝手が の 熟 知・ 被告・一は、彼女によって居住された本件建物、および、より近い周辺の地域に 被告・一によって到達された年齢において、強制された引払いと結びつけられる生活 んてい 、 る 問・ 辺の地域からの強制された引払いにおいて、 原告の利益は、 人生の幸福の少なから わ・ 後方に退いてい かり、・ 由からも転居を自力でやっ その晩年を楽し 定着してい ぬ部・ 分 が・ もしれないのに の切替えは、な た。八四歳 . 一・ か・

か

なければならな

できなかったのである」。
「窓」のという。
「できなかったのである」。
「できなかったのである」。 れに対して、強制された引払いは、 に、その生活関係の相当な変更は、それがそのとき存在するならば、自由意思から出た決心にもとづいて生じるのである。そ 被告・一と彼女の親族の権限に属した。その生活関係の相当な変更は、より長い訪問とさえも結びつけられていなかった。 被告・一が一九九○年四月から主としてKに存在する別の建物に居住したという原告の主張は、ほかの評価を正当化しなかっ 時々親族を訪問することは、被告・一に拒絶されていなかった。そのときに、その訪問の期間を定めることは、もっぱら、 何か完全に異なることを意味するのである。被告・一が一九九○年八月までの期間にお 特

なお、控訴審において、地方裁判所もまた、区裁判所の判決理由にしたがった。৷®i

第五に、ハンブルク地方裁判所一九九一年四月二六日判決をみておきたい。

【18】ハンブルク地方裁判所一九九一年四月二六日判決(®)

[事案の概要と経緯

事実関係の詳細は明らかでないが、判例集から読み取れる事案の概要は、次のようであった。

原告(賃貸人)は、一九八九年六月二八日の本件解約告知によって、「自己必要」を理由として、一九九〇年六月三〇日付で、 (賃借人) との本件使用賃貸借関係を解約告知した。これに対して、被告は、 BGB旧五五六a条にしたがって、

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号(二〇二四年

八月)

約告知に異議を述べ、 期間の定めのない本件使用賃貸借関係の継続を請求したのである。

地方裁判所に控訴したのは、原告であった。

[判決理由

地方裁判所もまた、 結論として、「許容しうる本件控訴は・・・ 成果がなかった。

本件訴えは、理由づけられていなかった。

九八九年六月二八日の本件解約告知は、 区裁判所がその判決において的確に述べたように、 一九九〇年六月三〇日付で、 確かに、 BGB五六四b条二項二号にしたがって有効であるところの 本件使用賃貸借関係を終了させた。しかし、 本件使用

賃貸借関係は、 BGB五五六a条三項にしたがって、 期間の定めなく継続されなければならなかったのである。

当部は、

本件解約告知の有効性の問題、

および、

控訴審における原告の論述は、 了のときに被告にとって苛酷さを意味するところの事情の評価と考慮を顧慮して、 区裁判所の判決を変更する動機を、 当部に与えなかったのである」、と判断した。 区裁判所の判決の的確な理由

け入れるのに十分であるのかどうかという点は、 その判決理由において、地方裁判所は、まず、「もっぱら一方の使用賃貸借当事者の高齢だけで苛酷さについての理由を受 未決定のままでありうる。 この点ではすでに、どのような時点から高齢につ

とはできない。 13 て語られうるのかという点は、 というのは、そのとき、 不確かである。 女性と男性の平均寿命との間でも区分されなければならないし、 これに関して、 たとえば、 もっぱら平均的な寿命だけが考慮に入れられるこ 地域的な相違も考慮

に入れられなければならないからである。このような量ることのできないことにかんがみて、

当部には、

もっぱら高齢という

原告の正当な利益を評価しても本件使用賃貸借関係の契約にしたがった終

否定されなければならないだろう」、と論じた。 長い居住期間について語られることができるが、他方において、なお、高齢は存在しないのであり、この理由から、 めている五五歳の使用賃貸借当事者において、三五年以来存続する使用賃貸借関係が存在しうる。そのときに・・・・確かに、 間 が肯定されなければならないところの期間の長さの点での問題もまた、立てられる。 地方裁判所は、「さらに・・・・長い居住期間から苛酷さが導き出されることもできない。 たとえば、 なお活動的 まず第一に、 に職業生活に勤 長い居 住期

齢の使用賃貸借当事者において、当部の見解にしたがって、たとえば(年齢に条件づけられた)病気のようなこれ以外の要素 かかわりなく、 居住環境への定着が決定的である」、と論じたのである。

そのうえで、地方裁判所は、「BGB五五六a条の意味における苛酷さの存在のためには、長い居住期間をともなうより高

地方裁判所は、この点を敷衍して、次のように論じたのである。

び. を与え、それとともに、持続的に、特に、強制的な転居によっても生ぜしめられる健康の侵害を予防するのである。 とともにますます必要不可欠になるところの、他人の援助に頼らざるを得ないことなしに自主的な生活を継続するための自信 とのつながりは、より高齢の人々を支える。その居住地域を熟知していることは、より高齢の人々に、まさしく進捗する年齢 長い居住期間と関連した高齢から、その居住地域と緊密に結ばれていること、および、通例は、その社会的な環境への結)居· 所·

住· |期間が与えられている。これらの事実にかんがみて、当部の見解にしたがって、対立する利益の比較衡量のときに、 被告は、高齢に達し、すなわち、その間に七七歳であり、本件使用賃貸借関係は四〇年以来存続したのであるから、長い居

別な意義を獲得するところの現在の周辺の地域における定着が存在するのである。

この点では、提出された医師の診断書にもとづいて、そこなわれた被告の健康に決定的な重要さが当然与えられるのかどう

かという点は、未決定のままでありうる。・・・・

に、考慮に値しなかったのである。 て不利益になるように評価されることができなかった。その住居は、 被告が、 原告によって居住された住居への転居についての原告の申出を受け入れなかったという事情は、 ほかの市区に存在し、 その理由から、 被告の定着のため

それに対して、筋の通り、 あとづけることができる理由によって裏づけられたところの原告の自己使用についての利益は、

後順位であったのである」。

第六に、ハンブルク地方裁判所一九九五年五月一八日判決をみておきたい。

【19】ハンブルク地方裁判所一九九五年五月一八日判決〔일〕

[事案の概要と経緯

今や七四歳の被告は、 一九六三年一一月一日以来、 本件建物の二階に所在する本件住居の賃借人であった。 本件住居は、

兀

亡するまで、本件住居で生活した。 の子供らは、 および、 つの部屋から構成され、九三平方メートルの広さであった。被告(賃借人)は、一九六三年に、その間に死亡した彼女の夫、 当時未成年の彼らの二人の子供らとともに、本件住居に入居した。被告の夫は、 一九七一年もしくは一九七七年まで本件住居で生活した。被告の姑もまた、 本件住居に入居し、 上級の行政事務職員であった。 一九七四年に死

原告 解約告知した。その書面において、原告は、彼女の婚約者とともに家族を構え、そのために被告の本件住居に入居することを 一○月二八日付の書面をもって、「自己必要」を理由として、一九九四年一○月三一日付で、被告との本件使用賃貸借関係 九八三年一月一八日に、本件住居について、住居所有権が設定された。本件住居 (賃貸人)が、 本件住居についての所有権を取得し、 一九九三年九月二〇日に登記簿に登記された。 (住居所有権) の所有者は変遷した後、 原告は、 一九九三年

意図した、

と説明した。

は、 か 親 の区域の長のために働いていたし、 H氏は、 のもとで、 の列状住宅に所在するひとつの部屋に居住した。それから、原告は、 H氏と婚約したが、一九九四年一一月に、彼の子供を待ち望んでいた(予定期日は一九九四年一一月二九日であった)。 九六五年にチリで生まれた原告は、 雇用者の願望にもとづいて、フランクフルトに正式の住所を受け入れた。そうこうするうちに、原告は、ルフトハンザ 第一次法学国家試験を上首尾に完了し、 ハンブルク空港において、 仲介業者の仕事もそれに属した。H氏は、 地上の職場を獲得した。 ハンブルクにおいて成長した。 かけ出しの法学の試補見習であり、目下のところ、商業的に、住宅金融金庫 原告は、 ルフトハンザのスチュワーデスになったが、 原告は、 一時的に、再び、 ハンブルクにおいて、三二平方メートルの広さ およそ四年半前まで、 彼女の両親のもとに居住した。 ハンブルクの彼女の両 その理由

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号(二〇二四年

八月)

を理由づけたところの本件解約告知の主張以来生じたこれ以外の事情、 0) 原告は、一九九四年五月二三日付の書面をもって、 特に、 本件住居の自己使用についての原告の「正当な利益」 原告の妊娠および原告の職場をハンブルクに移

したことを指摘した

て、 本件住居を明け渡すつもりではないことを最終的に知らせたが、一九九四年八月八日付のハンブルクの賃借人協会の書面をもっ これに対して、被告は、一九九四年七月の本件住居の検分の機会に、 本件使用賃貸借関係の本件解約告知に異議を述べたのである。 原告の婚約者に、 被告が一九九四年一〇月三一日付で

弟もまた、 広さの部屋だけを使えるからである。 原告らの両親のもとに居住することもまた、原告らに可能ではなかった。というのは、原告は、そこで、一二平方メートルの によって生活しなければならなかった。したがって、本件住居の自己使用に対する現実的な選択肢は、原告らに残らなかった。 見るために、 能性をもたなかった。 であるという見解であった。原告は、彼女の婚約者と待ち望まれた子供とともに家族として同居するためのほかの具体的 原告は、 たぶん、 彼女によって意思表示されたところの本件使用賃貸借関係の本件解約告知は彼女の「自己必要」にもとづいて有効 養育休暇を取るつもりである。 なおより長く一二〇平方メートルの広さの両親の列状住宅に居住するだろう。 来る四年のうちに、原告の婚約者は彼の試補見習を終了するのに対して、原告は、 原告の二一歳の兄弟は、 原告らは、 原告の婚約者の試補見習の給与と商業的な副業からの僅少な追加収入 薬物中毒であり、 彼の卒業資格をもたらさなかった。 その理由から、 彼女の子供の 原告の両親 原告の兄 面倒を

は、

さらにH氏をも自分らのもとに受け入れる心構えをしていなかった。

そこでカップルとして子供とともに生活するために不適当であった。それに対して、転居することは、被告に要求されること

H氏の三二平方メートルの広さの住居は

同じく、

が からである。 できた。というのは、 被告は、 身体的・精神的に完全に好調であり、 被告は、 少なくとも二五〇〇ドイツマルクの国家の年金を受け取り、 旅行し、 車を運転したし、 転居することが被告に可能でないよう 適応力のある、 柔軟な人である

にその地域に定着していなかった。

家族についての数えきれないほどの思い出と被告の生活がしみついていたところの本件住居から離れられないのである。 知は社会的条項のために不成功に終わったからである。本件住居からの引払いは、 地方裁判所に控訴したのは、 被告は、本件解約告知はすでに法的な理由から許容できないという見解であった。というのは、 被告に要求できなかった。 被告は、 本件解約告

[判決理由

原告であった。

当事者の間の本件使用賃貸借関係はこれまでの条件で期間の定めなく継続されることを述べた。 地方裁判所もまた、 結論として、「区裁判所は、 本件明渡しの訴えを、正当なことに、 かつ、 的確な理由づけをもって棄却し、

活していたことを信ずべく説明した。・・・・原告の婚約者は、 とではなく・ 係の本件解約告知は、 九九三年一〇月二八日付の原告の・・・・書面をもって意思表示されたところの自己必要を理由とする本件使用賃貸借関 彼女の婚約者、 確かに・・・・形式的・実体的な観点において有効であった。・・・・原告は・・・・彼女の両親のも すなわち、 証人・H氏とともに、その婚約者のひとつの部屋から構成されてい そこにすでに五年以来居住したし、これ以外の住居をもたなか た住居に生

L かし、 西南学院大学法学論集 本件使用賃貸借関係の契約にしたがった終了は・ 第五七巻 第一号 (二)〇二]四年 八月) ・・当部の見解にしたがっても、被告にとって、 原告の正当な た。

利益を評価しても正当化されることができないところの苛酷さを意味したのである(BGB五五六a条)」、『ヨゥ と判断した。

明 を肯定したのである。 いてなお凌駕するところの運命の打撃であると賃借人によって感じられる」ことを重要視して、賃借人にとっての 0) であり、 その判決理由において、 本件住居は、 高齢によって明確に影響を与えられた賃借人の現在の状況において、「五○年前の放逐の打撃を苛酷さにつ すなわち、 賃借人にとって、「わが家」であり、「生活の中心点」であり、「人生」であるのであり、 地方裁判所は、 次のような詳細な論述であった。 被告 (賃借人) が逃亡と放逐の歴史のあとで本件住居を獲得し本件住居に定着した 本件住居を

た。一九五一年に、 それから、 一九六一年に職員住居として本件住居を割り当てられるまで、かつての孤児院の建物に所在したひとつの部屋から構成されて 被告は、 五. まず第一に、 一年まで、 キュストリンから放逐され、およそ一年、オーデルブルフにとどまった。続いて、被告は、そこから追い立てられ、 現在七四歳であった。被告は、 ノイルピーンにおいて生活した。 メクレンブルクに逃亡し、メクレンブルクも占領されたあとで、再び、キュストリンに戻った。 被告の家族は、 Ų わゆる緑の境界(Grüne Grenze) キュストリンで生まれ、そこで一九四五年まで生活した。 ノイルピーンにおいて、 を越えてハンブルクに移り住み、ハンブルクで、 一九四八年と一九五〇年に、 ソビエト軍の前で、 被告の娘らが生まれ 被

本件住居にとどまることができたことから出発した。被告は、本件住居でようやく再び根をおろすことができたのであり、本 被告は 当時、 彼女の家族とともに、逃亡と放逐のあとで自由ハンザ都市ハンブルクの市政府から被告に委譲された

13

た住居において生活した

件住居に定着もした。本件住居から再び移動させられることは、被告にとって考えられなかったのである。

ていた夫の世 話をした。 被告は、本件住居で彼女の母親をもその死亡まで面倒をみた。

は: `: 5. ひ に、 0). 居にとどまることもできた。 く同様に、 が に生活する娘とその子供らのほかに、さらにまた何ひとつより多くのものをもっていないところの被告にとって、本件住居・ した一九六一年の幸運を何度か信ずべく言葉に表現した。被告の言葉にしたがって、確かに、 れ ンブルクにおける再出発以来被告を知っているところの人々が生活しており、 本件住 ないつながりを維持し、場合によっては、それらの人々から援助を期待することができた。 被告の人生であった。 -件住居は か・ なおコー ところの巨大なリビングキッチンを備えた隣接する建物に所在する住居への転居を、あるいは、娘らと、とりわけ、孫 のひとつの住居への転居をおそらくまさしくなお心に思い描くことができたが、しかし、被告が何ひとつ扱うことがで 使命でもあった。それに応じて、被告は、 居を明け渡すということになることを心に思い描くことができなかったし、被告を支えたところの被告の隣人らと全 薬局、 被告は、本件建物から離れられなかった。被告の娘らと孫らは、本件住居へ来ることができたし、 ヒーを飲むためにだけ訪問することができるところのより狭い住居への転居を心に思い描くことができなかっ および、公共図書館があった。 ・逃亡と放逐のあとで、被告の新たなわが家となった。ここに、 被告は、 特に、三人の孫らが、 経済的に使わずに残すことができたところのすべてのものを本件住居につぎこんだ。 本件住居は 全く同様に作られているところの本件建物に残っている三つの住居のなか およそ三週間ごと週末の間喜んでやって来たし、 ・・・・被告の生活の中心点であった。 被告は、それらの人々に対して、 同じく一九六一年に入居を命じられ、 その周辺の地域には 被告の娘ら、 被告は、 それは、 特に、 週末の間本件住 本件住居を獲得 被告にとって ゆるい ハンブル 特 . 5 ク

南学院大学法学論集

第五七巻

第一号

(二)〇二]四年

八月)

た・ のである。

ともできないのである。 ことができないし、被告は、そのことをもたらすつもりがない。被告は、若い人のように、再び最初からあらためて始めるこ を失い、高齢の人としてまさに押しのけられたことをそもそも心に思い描くことができなかった。人は、そのことをもたらす 撃を苛酷さについてなお凌駕するところの運命の打撃であると被告によって感じられるだろう。被告は・・・・ 作件住・ 居を明 け渡すことは・・・ ・高齢によって明確に影響を与えられた被告の現在の状況において、 五〇年前の放 新· たに けべて 逐の打

0) ンブルクにいるとき利用された。 その車は、とりわけ、 るという印象を与えた。・・・被告は、 ならびに、 0) 医師 可能性を利用しつくし、享受するより高齢の婦人の表象に対応するという印象を得なかった。逆に、 一部は、 被告は、 しかし、 の診断書、 被告の生命力において、 被告から・・ 現在、 一〇年前に、 および、おそらく被告自身の判断にも対応して、むしろ健康的に明確にやつれた、 講義委嘱にもとづいて五年前からポーランドのオペルンにおいて生活する被告の娘によって、彼女がハ もはやそうはいかなかった。 世界旅行を行った。 区裁判所の裁判官と全く同様に、 本判決の判例集の要約にあるように、「もし若い家族の自己必要が実現されるならば、高齢・ かつて、被告は、 おそらくその年齢にしたがって期待されなければならなかったよりいっそう制限されてい もはやハンブルクの外へ車で行くことがなかったし、なお医者にだけ車で行った。 被告は、 休暇においては、子供らが、被告を休暇施設に連れて行くのである]。 本当に、 一九八六年ないし一九八七年に、 きわめて旅行好きであったし、 被告が、 原告によって描かれたところの生気にあふれた、 常に、 東南アジアに被告の最後の旅行を 旅行のためにすべてを節約 あわせてみて不安的な、 被告は . . D 人生 0).

地方裁判所は、

右のように、

賃借人がその生活の中心点を失うだろう場合には、社会的条項の苛酷さについての理由から期間の定めのない使用賃貸借関係

第七に、事実関係の詳細は明らかでないが、ゲラ地方裁判所一九九九年五月五日判決は、その判決理由において、次のよう(⑻

に論じたのである。

用し、その間に七五歳であったことが考慮に入れられなければならなかった。それほどに長期の利用期間において、当部の見 「・・・・被告(賃借人)が、議論の余地もなく、一九三八年以来、したがって、今や六○年を超えて以来、本件住居を利

第八に、ベルリン地方裁判所二○一○年五月四日判決をみておきたい。

【9】ベルリン地方裁判所二〇一〇年五月四日判決 ⑩

[事案の概要と経緯

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号(二〇二四年

八月)

貸借関係の当事者は、 本件住居に関する使用賃貸借契約は、一九五一年に、原告(賃貸人)の前主とB夫婦との間で締結されたのち、本件使用賃 原告と被告(賃借人)となった。当初賃借人であった被告の夫は、二〇〇七年に死亡した。 原告は

を解約告知した。これに対して、本件住居に三五年を超えて居住していたところの被告は、二〇〇八年一月一四日付の書面 二○○七年四月三○日に、成人した彼女の娘とその家族のために、「自己必要」を理由として、被告との本件使用賃貸借関係 本件解約告知に異議を述べたのである。

地方裁判所に控訴したのは、 原告であった。 もって、

[判決理由

B五七三条一項、 用賃貸借関係は、 告の本件解約告知は、 五七三条一項、五七三条二項二号にしたがって存在した」、と判断したが、そのように判断した理由について、次のよその判決理由において、地方裁判所は、一方において、「本件使用賃貸借関係の終了についての原告の正当な利益は、 地方裁判所もまた、 被告の異議にもとづいて・・・・正当なことに・・・・期間の定めなく継続されたのである」、「⑮ 確かに、当事者の間の本件使用賃貸借関係を終了させるに適当であった。しかし、 結論として、「成人した娘とその家族のための自己必要に依拠したところの二○○七年四月三○日の原 当事者の間の本件使 と判断した。 次のように B G

論じた。

て意図されたところの本件住居の利用は、いずれにせよ、被告がその間に全くひとりで本件住居に居住したことにかんがみて、 族に本件住居を委譲するという願望は、 の夫が、 条二項二号の意味における家族構成員は、いずれにせよ、原告の娘とその家族を包括するからである。 原告は、 その間にその幼児と一緒に、本件住居に入居するつもりであることを証明することができた。 BGB五七三条二項二号の意味における家族構成員のために本件住居を必要とした。というのは、 筋の通り、あとづけることができるものでもあった。というのは、三人の人々をもっ 自分自身の娘とその家 原告は、 BGB五七三 彼女の娘とそ

は、本件において認められていなかったことから出発されなければならなかったのである]。⑹ とづけることができる自己利用の願望が、本件解約告知の時点において、 たされることができるのかどうかという点が、裁判所によって審理されてしかるべきである。本件においては、筋の通り、 についての願望の真摯さにもといづいてだけ審理されてしかるべきである。さらに、その願望が権利の濫用であるのかどうか 有者の願望は、 無分別ではなかったからである。その住居を、自己、あるいは、本件のようにその娘のために利用するつもりであるという所 および、権利の濫用性のための根拠、あるいは、その居住の必要を別のやり方で同じように満たすことができる可能性 あるいは、 原則として、尊重されなければならない。原告が本件において・・・・証明したところの願望は、 その住居の願望が、賃貸人が所有者として等価値の住居をもっているという理由から、 および、本件解約告知期間の満了とともに存在 別のやり方で満 した あ

く継続されなければならなかったのである」、と判断した。
「②)
しかし、地方裁判所は、他方において、「被告の異議にもとづいて、当事者の間の本件使用賃貸借関係は、 期間 の定めもな

そのように判断した理由について、地方裁判所は、次のように論じたのである。

わち、 本件使用賃貸借関係の終了をもはや正当化しなかったことである(BGB五七四条一項)。被告は、きわめて強くはっきり打・ け入れられることができない要求できない苛酷さに行き着くのであり、その苛酷さは、原告の正当な利益を考慮に入れても、 されたところの二〇一〇年三月一五日付のごく最近の医師の態度決定を評価して、 被告の個人的な事情は、 当部は、 被告の個人的な聴聞にしたがって、および、区裁判所によって求められた鑑定書、 被告にとって、被告が本件住居を去り、 ほかの住居に入居しなければならない場合、 次のことを確信していたからである。 ならびに すな 提出

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号

(二)二|四年

八月)

らず、 は・ が・ 健・ 生. ち・ し・ 子. る・ が し 0). 供にも や 予・ 考慮に入れ たが 康. 思· いを本件住居と結び合わせた。被告は、彼女の夫の死後、ほとんど三年前に、明らかに、彼女の生き方において、共同生活 0). され・ 万· 17. 的· 期· その状況にもない 出 お・ つ な・ 続・ 日の保存、 させて よび・ 状· かかわらず、明らかに能力 たやり方にお 態が・ 被告の・ 新· られなければならなかった。すなわち、被告は、その間に七三歳であったし、被告のこれまでの態様は、 伜. 被告が、 たな・ その・ お・ 住 その夫を失ったことについての悲しみ、および、 か・ 居・ 方法・ な・ 人生のために、 考え方の変化を予 0). いて、一九七○年代以来被告によって居住された本件住居に定着していた。 か・ 維・ つたが、 適当な医療措置、特に、精神療法の措置、 をとる能力の のである。 持に従属 他方に させたの つのあり、 自分自身の将来をほか 場・ ・期させなかったことに関する心象をもたらすことができた。 おい 合によっては高齢の人とも結び であり、・ 全部の事情の要求された比較衡量の枠組みにお て: 柔軟であることである。相対的に高い被告の年齢という背景 原告の娘は、若く、彼女の 見通すことのできる期 の住居に 本件住! おい もしくは、よりよく調整された投薬によって、 うい てとと |居の維持に限定されていた。被告は、 間・ 職業的 ていい の間予見することができる被告の現 のえ、・ る進行性 な活動 このことをまた行う心構 だ・ の・ 喪失に 17 かんが・ て、 本件に、 被告は、 みて、 かん・ 当部は、 が・ みて、・ お のもとで、 なお 被告が有意義な人 残った彼女の生き Ü ては、 相対· えが・ ある変化 当 在・ 韵· な・ 部 新たな住 被告に対 次の 14. 0 精・ 譲歩す・ 小さな・ 0). 印 神・ みな・ 象に をも・

る

13.

ても生

活することを

被告に可能

にするところの状態を作り出すことができる、

と責められることはできな

つ・

た。

被·

(被告の生活を)本件住居に留めることに関してある変化をもたらすことが

本件住居の喪失の場合のために差し迫る自殺傾向に依拠する被告の

度の恐喝的な要素をはらんでいるとしても、

当部は、

それにしたがって、

被告のための人生は、本件住居の喪失ととも

あ

至らなかった。仮に、

いずれにせよ、

薬を飲んでいたが、その薬は

において、永続的に、向精神薬をもって治療されることは、被告にもはや要求されることもできなかった。本件において認め られた状況において、たぶん時間的に制限された治療可能な精神病から出発されることはできなかったのである の喪失から立ち直るために、被告の知覚、および、被告の経験、ならびに、感じることと考えることを制限するというやり方 に、被告にとって、回復不能に、被告の最終的な意味と内容を失うことを確信していた。当部の見解にしたがって、本件住居

予測も存在しなかったのであるから、本件使用賃貸借関係は、 その場合に、当部は、原告の娘のために代わりの解決を見出すことが、原告の個人的な背景の前で、本件住居を失ったとき 被告が要求できるやり方と見通すことのできる時間において彼女の現在の状態を克服することができることに関して有利な 期間の定めなく継続されなければならなかったのである

肯定された事案を考察することにする。 最後に、賃借人の側の何らかの活動にかかわる利益の侵害が問題とされ、結論として、賃借人にとっての「苛酷さ」が

①賃借人の側の職業活動にかかわる利益の侵害が問題とされた事案

①にかかわる裁判例として、一九六七年一二月二一日に公布されたところの「賃貸借法の規定の改正に関する第三次法律

が妥当する以前の裁判例であるが、ケルン上級地方裁判所一九六八年六月二八日決定をみておきたい。ঞ

連客を今にも失いそうであることによって、 地方裁判所は、 上級地方裁判所に、「賃借人が、解約告知された本件住居において、 BGB五五六a条一項の意味における苛酷さは、 同時に、 賃借人のために理由づけられる 理髪業に専念し、 確固たる常

ことができるのかどうか」、という法的問題を提出した。

られなければならないのである」、と論じたのである。 0). |余地がない。・・・・職業上の関係への侵害によって理由づけられた苛酷さもまた、社会的条項の適用のために考慮に入れ この法的問題について、上級地方裁判所は、「・・・・常連客の喪失が全く苛酷さについての要素を意味することは、 疑· 問·

②賃借人の側の教育活動にかかわる利益の侵害が問題とされた事案

第一に、ヴッパータール地方裁判所一九六九年一○月二日判決をみておきたい。৷®

本件使用賃貸借関係の終了は、 事実関係の詳細は明らかでないが、地方裁判所は、結論として、「賃借人の異議は、事柄にそくして理由づけられていた。 被告 (賃借人) とその家族にとって痛烈な打撃となったのである」、と判断した。

その判決理由において、 地方裁判所は、そのように判断した理由について、次のように論じたのである。

被告の家族は、 一四歳の娘だけ拡大されていた。当部の見解にしたがって、住居の交替は、被告の二人の就学義務のある子供らに これまで、 夫婦、および、一一歳の息子から構成されていた。今や、被告の家族は、ひとりの里子、

替は、特に、来年卒業資格の前にあるところの被告の里子にとって不利である。 とって、たぶん、それと不可避的に結びつけられたすべての不利益をともなって、学校の交替の必然性をともなう。学校の交

自身の利益は、確認されることができなかったのである」。

「回りの利益は、確認されることができなかったのである」。
「回りでは関係の継続についての被告の利益が後退しなければならなかったような重要さをともなう原告(賃貸人)らの正当な自分 被告の家族にとって本件使用賃貸借契約の解消と結びつけられた社会的な苛酷さにもかかわらず、それとともに本件使用賃

第二に、ヴッパータール区裁判所一九七○年六月一五日判決をみておきたい。

【9】 ヴッパータール区裁判所一九七〇年六月一五日判決ঞ

[事案の概要と経緯]

事実関係の詳細は明らかでないが、判例集から読み取れる事案の概要は、次のようであった。

原告(賃貸人)は、被告(賃借人)らが、賃料の支払いを遅滞し、共同受信アンテナの料金や建物・土地所有者協会の分担

GB旧五五六a条にしたがって、本件解約告知に異議を述べたのである。 金の支払いを拒絶したことなどを理由として、被告らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。これに対して、被告らは、

В

判決理由

区裁判所は、 西南学院大学法学論集 結論として、「・・・本件解約告知は、 第五七巻 第一号(二〇二四年 成果をもつことができなかった。 八月) 被告らは、成果をもって、 本件解

約告知に異議を述べた(BGB五五六a条)。 被告らにとって、本件住居の明渡しは、 苛酷さを意味したのである」、と判断:

その判決理由において、区裁判所は、 そのように判断した理由について、 次のように論じたのである。 た。

は 告の正当な利益は認識できなかったからである。本件住居を自由に意のままにするという原告の意思は、十分な正当な利益で て適当でなかった・・・・この苛酷さは、原告の正当な利益を評価しても正当化されることができなかった。というのは、 は考慮に入れられることができなかった。・・・・転校を受け入れなければならないことは、本当に、被告らの子供らにとっ は認められなけ に大きな家族において、裁判所に周知の市場の状況において、住居に関して、民事訴訟法七二一条にしたがって場合によって なかっ ったのである」。 被告らは、就学義務があり、本件住居の近くの学校に通っているところの三人の子供らをもっていた。それほど ればならない明渡期間の範囲内でまさしくその学校の近くに代替住居を見出すことが被告らにうまくゆ

じたのである 最後に、区裁判所は、 本件使用賃貸借関係は二年間だけ継続されなければならなかったという結論について、 次のように論

十分な蓋然性をもって、この期間の範囲内で被告らの子供らが通っている学校の近くに相当な代替住居を見出すことが被告ら にわたると定められなければならなかった。子供の多い家族にとって住居市場に存在するところの困難さを考慮に入れても、 これまでの条件のもとで継続することが原告に要求できなかったという事情は、 すべてのことにしたがって、 当事者の間の本件使用賃貸借関係は継続されなければならなかった。 明らかでなかった。この継続の期間 本件使用賃貸借関係 を

にうまくゆくことが考慮に入れられなければならなかったのである]。 (⑭

第三に、ミュンヘン第二地方裁判所一九九一年一一月一四日判決をみておきたい。

【19】ミュンヘン第二地方裁判所一九九一年一一月一四日判決®

[事案の概要と経緯]

らとの本件使用賃貸借関係を解約告知した。原告らは、現在、定期賃貸借契約の形で、原告・一の両親が所有する住居に居住 原告(賃貸人)らは、被告(賃借人)らが居住する本件住居の所有権を取得したうえで、「自己必要」を理由として、

していたが、その定期賃貸借契約の期間はすでに満了していた。

これに対して、被告らは、 BGB旧五五六a条にしたがって、 本件解約告知に異議を述べ、 本件使用賃貸借関係の継続を請

求したのである。

地方裁判所に控訴したのは、原告らであった。

[判決理由]

かった。 したのであるから、 地方裁判所もまた、結論として、「したがって、区裁判所は、その結果において、正当なことに、本件明渡しの訴えを棄却 本件使用賃貸借関係は、今後は、BGB五五六a条にしたがって、一九九三年八月三一日まで延長されなければなら 区裁判所の判決に対する原告らの本件控訴は、理由づけられていないものとして棄却されなければならな

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号(二〇二四年

なかったのである」、と判断した。

するために、原告らの側からなおこれ以上の説明は必要とされなかったのである」、と論じた。賃借住居にだけ居住していた。・・・・BGB五六四b条の意味における本件解約告知についての原告らの正当な利益を肯定 その判決理由において、地方裁判所は、一方において、「本件賃貸住居の賃貸人としての原告らは、 および、彼らの共通の子供のための将来の住居として必要とするからである。つまり、原告らは、現在、 BGB五六四b条の意味における正当な利益を有した。というのは、 原告らは ・・・・賃貸された本件住居を、 本件使用賃貸借関係の 彼らの側で、

て、社会的な理由から本件使用賃貸借関係の継続を請求したことが顧慮されなければならなかった」、と述べたうえで、原告(賃て、本件使用賃貸借関係の本件解約告知に異議を述べ、彼らの賃貸人としての原告らに対して、BGB五五六a条にしたがっ しかし、 地方裁判所は、 他方において、「・・・被告らは、賃借人として、 一九九一年四月三〇日付の弁護士の書面をもっ

学年が終了する時点までに限って、本件使用賃貸借関係が継続されなければならない、と結論づけた。すなわち、次のような して、賃借人らの利益が優位にある、 らの利益と被告 (賃借人) らの利益とのあいだの比較衡量において、賃借人らの側の教育活動にかかわる利益を重要視 と判断したのである。ただし、地方裁判所は、それとともに、賃借人らの子供の学校の

利な結果になるように効果をあらわした。そのほかに、公証人が作成した売買契約の締結のときに、原告らが賃貸された住居 椎園に、ひとりの子供は基礎課程学校に通っていたことが効果をあらわした。さらに、被告・二の病気が、被告らにとって有 被告らにとって有利な結果になるように、被告らの世帯になお二人の未成年の子供らが居住しており、ひとりの子供は幼

を購入したことは、原告らに周知であった。したがって、原告らは、本件住居には賃借人が居住しており、本件住居はすぐに

原告らによって入居されることができないことを知っていたのである。

らは、現在、原告・一の両親のもとに居住していたからである。 人らの家族的 らず、原告らは、差し迫って、現在の本件住居にすぐに頼らざるを得ないことはなかった。というのは、 締結されたところの原告らの現在の賃貸人らとの定期賃貸借契約は、確かに、形式的にすでに満了していた。それにもかかわ それに対して、原告・二の病気が、原告らにとって有利な結果になるように効果をあらわした。もともとは原告らの側から な状況が考慮に入れられないままであることはできなかったからである。 というのは、議論の余地もなく、 原告らと彼らの賃貸

ての困難さが懸念されなければならなかったからである。他方において、原告らの(本件住居を)取り戻すという利益は、い たほど、 ずれにせよ、現在、なお、BGB五五六a条にしたがって原告らにとって有利な結果になるように決定されなければならなか ことが確認されなけ 両方の当事者の利益の比較衡量において、現在の時点において、被告らの(本件住居を)維持するという利益が優位にある 大きくなかったのである。このような全部の事情を考慮に入れると、一九九三年八月三一日まで被告らの本件使用賃 ればならなかった。というのは、本件使用賃貸借関係を現在解消する場合、被告らの子供の学校に つい

貸借関係を延長することだけが考慮に値したのである。

が. 5. せることが、被告らにとって、もはや苛酷さを意味しないという見解であった。というのは、その時点において、その学年 本件事案において、当部は、これまでの賃借条件を維持して一九九三年八月三一日付で本件使用賃貸借関係を終わ

南学院大学法学論集

第五七巻

第一号

(二)〇二]四年

③賃借人の側の養成専門教育・職業教育活動にかかわる利益の侵害が問題とされた事案

第一に、すでにⅡの二の2の⑶の②において取り上げたところのマインツ地方裁判所一九七○年三月四日判決⑩ (裁判例 172

をみておきたり

すでに考察したように、事案の概要の要点は、次のようであった。

ら構成されていた本件住居の賃借人であった。被告(賃借人) 一九六八年七月一日以来、原告(賃貸人)の本件建物において、二つの部屋、 らは、彼らの費用にもとづいて、入居前に、 台所、 浴室、 および、 本件住居を新たに 付属空間

期間の定めなく進行した。原告は、一九六九年七月三一日付で、被告らとの本件使用賃貸

借関係を解約告知した。

修復した。本件使用賃貸借関係は、

求した。 これに対して、被告らは、 被告らは、本件住居の修復のために、およそ五○○○ドイツマルクを費やしたし、被告らの職業教育はなお完結して BGB旧五五六a条にしたがって、 本件解約告知に異議を述べ、 本件使用賃貸借関係の継続を請

いなかったことをもって、この異議を理由づけたのである。

区裁判所は、一九七〇年九月二〇日までの明渡期間を認めて、 本件明渡しの訴えを認容した。

これに対して、被告らは、地方裁判所に控訴したのである。

一二月三一日まで継続したのである。

地方裁判所は、 結論として、 本件明渡しの訴えを棄却し、被告らの異議にもとづいて、本件使用賃貸借関係を一九七一年

その判決理由において、地方裁判所は、すでに考察したように、経済的な支出の観点からの被告(賃借人)らの異議を認め それに加えて、賃借人らの側の養成専門教育活動にかかわる利益の侵害の観点からの賃借人らの異議をも認め、

らにとっての「苛酷さ」を肯定した。地方裁判所は、その理由について、次のように論じたのである。

告・二は、マインツで薬学を学んでおり、遅くとも一九七一年の夏のはじめに彼女の修了試験を受けるようになるのである。 結するつもりである。それから、被告・一は、法律家としての大きな国家試験に対する準備をしなければならない。また、被 ている。被告・一は、目下のところ、彼の博士学位請求論文を片づけることに取り組んでおり、それを一九七〇年の秋に完 質的に困難にされる場合、正当でない苛酷さであると認められなければならない。この要件もまた、本件において認められ また、住居を探すことと住居の交替は、被告らから要求できない経済的な犠牲を代償として要求する。彼らの試験に対する 「さらに、養成専門教育のための困難さは、試験を受けることが、住居の交替あるいは住居を探すことによって賃借人に本

第二に、アーヘン地方裁判所一九八五年二月二七日判決をみておきたい。

【19】アーヘン地方裁判所一九八五年二月二七日判決(⑫)

[事案の概要と経緯

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号(二〇二四年

八月)

学生相互扶助会であり、 本件学生用寄宿舎を運営していた。 被告は、 本件学生用寄宿舎に所在する本件

住 の賃借人であった。 原告は、被告との本件使用賃貸借関係を解約告知したのに対して、被告 (賃借人)は、 B G B 旧

五五六a条にしたがって、本件解約告知に異議を述べ、本件使用賃貸借関係の継続を請求したのである。

第一に、 被告がこれまで代替住居を要求できる条件で見出すことができなかったこと、第二に、 被告が目下のとこ

ろ修了試験中であり、 彼の大学卒業証書請求論文を作成していることを引き合いに出したのである。

[判決理由

方裁判所 は、 結論として、「BGB五五六a条の規定は、 原則として、 学生用寄宿舎の部屋に関する使用賃貸借関係に対

ても適用されることができる。・・

と判断した

終了は、 被告にとって、 BGB五五六a条一項にしたがって、本件使用賃貸借関係の継続を請求することができる。 原告の正当な利益を評価しても正当化されることができないところの苛酷さを意味したのである」、「の名)、「の子」でいって、本件使用賃貸借関係の継続を請求することができる。本件使用賃貸借関係の

158

その判決理由において、地方裁判所は、第一に、被告(賃借人)は、賃借人がこれまで代替住居を要求できる条件で見出す

ことができなかったことを引き合いに出すことはできない、と判断したが、その理由について、次のように論じたのである。 区裁判所とともに、 被告は、 この点では・・・・被告がこれまで代替住居を要求できる条件で見出すことができなかった

平な割当てのために配慮することを義務づけられている。住居の場所が十分に自由にならないのであるから、 は、 ことを引き合いに出すことはできないことが確認されなければならなかった。 原告の正当な利益に対して、 優勢なものではなかった。原告は、公法上の協会として、 被告の側に存在するところのこのような苛酷さ 住居の場所を与えるときには、 公公

原告は、

居住の

を作成していることを引き合いに出すことができる、と判断した。その理由について、 地方裁判所は、 第二に、 被告 (賃借人) は、 賃借人が目下のところ修了試験中であり、彼の大学卒業証書請求論文 地方裁判所は、次のように論じたので

被告は、成果をもって、被告が目下のところ修了試験中であり、彼の大学卒業証書請求論文を作成していること

ある

しかし、

۶. ۲. 試・ た。 諸関係が、社会的条項の適用可能性のために決定的である。それに加えて、被告は、すでに、区裁判所の審理において、 を引き合いに出すことができる。確かに、原告は・・・・被告が本当に彼の大学卒業証書請求論文に向かっていることを疑 一験中であり、一九八四年の終わりに彼の大学卒業証書請求論文を始めることを申し立てた。・・・ 被告がその研究所において彼の大学卒業証 の大学卒業証書請求論文の開始を引き合いに出すことは、被告に妨げられてもいなかった。最終口 被告は、一九八五年二 月六日の弁論期日に、一九八五年二月五日付の研究所の証明書を提出した。その証 書請求論文の実験にもとづく部分を作り上げることが読 修了試験を受けること [頭弁論 説み取れ たのである。 の時点の事実の 明書か

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号(二〇二四年

原告によって世話をやかれた学生が修了試験を上首尾に受けることは、原告にとっても重要であるはずである。 験の不成功は、被告のひき続いての人生行路にとって深刻な結果を有しうることが、 側におけるこのような苛酷さには、原告の正当な利益に対して、優位が認められなければならなかった。この点では、 にとって苛酷さとして考慮に入れられなければならないことは、正当と認められてもいる。 に行き着きうる。それで、養成専門教育を困難にすることは、BGB五五六a条一項にしたがった比較衡量において、 をも意味した。住居を探すことと住居の交替は、間近に迫っている修了試験を危険にさらし、大学卒業証書請求論文の の遅滞、および、大学卒業証書請求論文を書くことの遅滞は、被告にとって、BGB五五六a条一項の意味において、苛酷さ 自分自身でも・・・・明渡しが被告にとって修了試験のあいだに特別な苛酷さを意味することを認めたのである」。(⑤) 考慮に入れられなければならなかった。 当部の見解にしたがって、 修了試· 賃 借 人・ 7不成功・

地方裁判所は、 本件使用賃貸借関係は被告(賃借人)の修了試験中のあいだだけ継続されなければならなかったと

いう結論について、次のように論じたのである。

つ存在しなくなるのかという点は、不確定ではないのである」。 その時まで彼の修了試験を修了するであろうことから出発する。この時点において、被告はおよそ一年修了試験中である。 本件使用賃貸借関係を期間の定めなく継続することは、考慮に値しなかった。被告の側における苛酷さについての理由がい 本件使用賃貸借関係は・・・・一九八五年九月三〇日までだけ継続されなければならなかった。 被告が

テュービンゲン区裁判所一九八五年三月二七日判決をみておきたい。

事実関係の詳細は明らかでないが、BGB旧五五六a条にしたがって本件解約告知に異議を述べたところの賃借人は、 彼の

医学の養成専門教育の終了のあとすぐにドクターの学位を獲得する論文を書くところの医師であった。

結論として、「右に述べた事情は、BGB五五六a条にしたがった本件使用賃貸借関係の継続を一年だけ正当

化する」、と判断した。

区裁判所は、

その判決理由において、区裁判所は、そのように判断した理由について、本判決の判例集の要約によると、次のように論じ

たのである。

なければならない。

する論文を作成する期間は、修了試験の期間と等しく取り扱われなければならない苛酷さについての理由である、と考えられ 彼の医学の養成専門教育の終了のあとすぐにドクターの学位を獲得する論文を書くところの医師のドクターの学位を獲得

161

入れることができないからである」。(%)の労働市場の状況において、勉学の場所あるいはそのより近い周辺の地域において労働の場所を見出すことをほとんど考慮にの労働市場の状況において、勉学の場所あるいはそのより近い周辺の地域において労働の場所を見出すことをほとんど考慮に 専門教育とともに論文を作成する医師において、 文の意味における要求できない苛酷さを含むのであり・・・・二重の転居は、 のは、見通すことのできる期間(一年ないし二年)内の二重の転居は、支配的な見解にしたがって、BGB五五六a条一項一 そのような事案において、その医師は、さらに続けて、 きわめて高い蓋然性をもって認められているからである。 BGB五五六a条一項二文を引き合いに出すことができる。 なお勉学の場所において生活し、まさしく養成 若い医師は、 今日

西南学院大学法学論集

第四に、テュービンゲン区裁判所一九八五年四月二二日判決をみておきたい・®

事実関係の詳細は明らかでないが、 BGB旧五五六a条にしたがって本件解約告知に異議を述べたところの賃借人は、

場所 ための彼の職業教育の継続である、と考えられなければならない。職業の初心者の雇用が高い蓋然性をもって養成専門教育の 0) 居の交替を避けるために、 裁判例と同じように、 X この交替を避けるために、期間の定めをもって継続されなければならないのである」、と論じたのである。(®) (の範囲外で接続するだろうところの職業教育の終わりが予測されなければならない場合、その使用賃貸 一裁判所は、 その判決理由において、本判決の判例集の要約によると、「医師がドクターの学位を獲得することは、医師の 彼の医学の養成専門教育の終了のあとドクターの学位を獲得するつもりの医師であった。 その使用賃貸借関係は、 二重

第五に、 リューベック区裁判所一九八九年一月二三日判決をみておきたい。 住

【9】 リューベック区裁判所一九八九年一月二三日判決:®

[事案の概要と経緯

婦人は、 (賃借人)は、 一九八六年一〇月に死亡したが、彼女の息子、すなわち、原告(賃貸人)によって相続された。 S婦人と、 一九八四年七月八日に、 Lに存在する本件住居に関する本件使用賃貸借契約 を締結した。 S

おいて生活した。原告の息子は、本件建物のまた別の住居の所有者であった。一方、現在二八歳の原告の娘は、 原告は、二人の成人した子供らを有した。年長の息子は、主としてアフリカに滞在し、 およそ年に一ヶ月のあいだだけLに 目下なおLに

してい し、現在、全部で二年間 存在する両親の本件建物に居住していた。原告の娘は、そこで、全部で一四平方メートルの居住面積の二つの狭い空間を占有 原告 この娘は、 .の試補見習養成専門教育の最初の年にあった。原告の娘は、この養成専門教育の経過に 職業教育をする学校の教師という職業を目指して努力していた。 原告の娘は、 第一次国家試験に合格 L

に存在する実業学校に勤めてい

た

被告は、最初の養成専門教育の年度の終わりに受けなければならなかったところの中間試験にきわめてよい成果をもって合格 養成専門教育の二年目の養成専門教育の年度にあった。被告は、 これに対して、被告もまた、特殊学校の教師という目標とする職業をもっていた。被告は、同じく全部で二年間の試 この二年目の養成専門教育の年度を修了試験の段階と呼 補・ **見・習・** 163

用· て、一九八九年八月三一日まで本件解約告知を見合わせるように頼んだ。しかし、原告は、一九八九年一月三一日まで本件使 必要とする、と主張した。原告の娘にとって、 賃貸借関係を延長することに同意していると表明した。 九八八年一〇月三一日付で、被告との本件使用賃貸借関係を解約告知した。 両親の本件建物における居住関係は不十分であった。被告は、その異議をもっ 原告は、 本件住居を彼 0) 娘 0)

れるところの被告の養成専門教育の妨げを避けなければならなかった。場合によっては、被告は、 て締めくくることは重要であった。 助的に、 れに対して、 相当な明渡期間が認められることを申し立てた。被告にとって、第二次国家試験を可能な限りきわめてよい成果をもっ 被告は、本件使用賃貸借関係を一九八九年八月三一日まで継続することが命じられる、 というのは、なんらかの採用の機会が存在するからである。被告は、 いずれにしても、 転居を通して惹起さ と主張し たにほ 彼女の養 か、 補

第五七巻

おいて職業に従事していることができる場合でさえも、 成専門教育の終了のあとで、 L地域を離れなければならなかった。被告は、彼女の養成専門教育の終わりに、 本件住居を明け渡すつもりであった。 わずかなたった数ヶ月のために 彼女がL地域に

住居を探すことは、 いずれにしろ困難である。

[判決理由

発されなければならなかったのである」、と判断した。一九八九年八月末に終わるのかという点の問題について経過したのであるから、 区裁判所は、 結論として、「当事者の本件訴訟は、結局、 本件使用賃貸借関係が一九八九年一月末に終わるのか、 その結論において・・・・ 原告の敗訴から出 あるい . は

らの狭い要件に属する。 使用賃貸借関係は、 その判決理由において、区裁判所は、 賃貸人によって・・・・狭い要件のもとでだけ解約告知されることができる。いわゆる自己必要は、 そのような解約告知理由が、 肯定されなければならないし、被告によっても否定されないのである」、 一方において、「BGB五六四b条という法律上の規定が示すように、住居に関する 本件において、原告が彼の成人した娘に本件住居を自由に使用させたい

という理由から認められていることは、 しかし、区裁判所は、 他方において、「本件解約告知の理由が肯定されるとき、それが、必然的に、賃貸人によって望まれ

ない延長が問題であったのではなく、むしろ、一九八九年八月三一日(その学年の終わり、 ければならないことに行き着くのである。その場合に、本件事案においては、 五五六a条) た時点での賃借人の明渡義務に行き着くことはなかった。 が考慮に入れられなければならないのであり、 この異議は、 むしろ、本件において存在するところの賃借人の異議 結局、 たとえば、 契約当事者の間の利益の比較衡量が 本件使用賃貸借関係の期間 それとともに、被告の試補見習の の定めの 行われ B G B な

存在するという見解である」、と判断した。(⑤)て一九八九年八月三一日前に本件住居の明渡しが請求される場合、 養成専門教育の終わり)までの期間の定めのある延長が問題であったのである]、と論じたうえで、「当裁判所は、(®) BGB五五六a条の意味における苛酷さについての

そのように判断した理由について、区裁判所は、 次のように論じたのである。 原告(賃貸人)の利益と被告 (賃借人) の利益とのあいだの比較衡量にも

賃借することは特別な困難さを免れないといってよいだろうからである。 Ŧi. 然である。同じく、このような負担が被告の成績に否定的な影響をもたらしうることは自然である。場合によっては、 交替が時間的な消費と神経的負担と結びつけられていることは、その脈絡のなおこれ以上の理由づけを必要としないように当 五六a条一項二文の意味における苛酷さについての理由もまた存在した。というのは、 「・・・・被告にとって、 彼女の引き続いての職業生活の可能性は、決定的に、第二次国家試験の成績に依 わずかな数ヶ月だけの間ある住 好する。 住・ B G B 0).

域· 領: 例であるところの境界は主張されなかったからである。・・・・ `を断念することが、被告が彼女の養成専門教育の終了の前に必然的に引払うことと同じように、原告の娘の職業的な進捗に 比較を作り出すことを適当でないと考えた。というのは、 原告の娘は、現在、狭められた諸条件のもとで生活していた。もっとも、当裁判所は、平方メートル数にしたがっただけ な理由 の狭さによって制限されていることはそうかもしれないが、しかし、当裁判所は、原告の娘が数ヶ月の間 から制限したことと折り合わなければならなかった。原告の娘の家庭における職業的 原告の娘の住居はその両親の本件建物内にあり、 原告と彼の娘は、 立法者が賃貸人の所有者として な活動 の可能性が彼女の により広 他人の間では通 、居住領・ 居・住・ を社

南学院大学法学論集

第五七巻

第一号

(二)〇二]四年

にプラスの材料を提供したのである」。 (sg) 対する強い影響をもちうることを認識することはできなかったのである。原告の娘の説明は、原告の娘が、彼女の引き続いて の人生行路のために、これが被告においてそうであるような程度において、修了試験の成績に依存しているわけではないこと

以上、その他の利益の侵害が問題とされ、結論として、賃借人にとっての「苛酷さ」が肯定された事案を考察した。

IIの二の2の4の②以下の目次の詳細は、 連載を進めるなかで明らかにする。

- 1011 AG Freiburg WuM 1993,402
- AG Freiburg WuM(Fn.1011),S.402

1012

- AG Freiburg WuM(Fn.1011),S.403
- 1014 1013 AG Winsen(Luhe) WuM 1994,430
- 1016 1015 AG Winsen(Luhe) WuM(Fn.1014),S.430 AG Winsen(Luhe) WuM(Fn.1014),S.430
- 1017 AG Winsen(Luhe) WuM(Fn.1014),S.430
- 1018 LG Wuppertal WuM 1970,186
- 1020 1019 LG Wuppertal WuM(Fn.1018),S.187
- LG Wuppertal WuM(Fn.1018),S.187.
- LG Wuppertal WuM(Fn.1018),S.187

1024 LG München I WuM(Fn.1023),S.365 LG München I WuM 1988,365

1026 1025 LG München I WuM(Fn.1023),S.365. LG München I WuM(Fn.1023),S.365

LG München I WuM(Fn.1023),S.365f LG München I WuM(Fn.1023),S.365

1027

1030 1029 1028 AG Forchheim DWW 1991,115.

同規定については、注(20)参照

AG Forchheim DWW(Fn.1029),S.115. AG Forchheim DWW(Fn. 1029),S.115.

AG Forchheim DWW(Fn.1029),S.115

AG Kerpen WuM 1992,247.

AG Kerpen WuM(Fn.1034),S.247

AG Kerpen WuM(Fn.1034),S.247

LG Köln WuM 1992,247.

LG Hamburg DWW 1991,189

LG Hamburg DWW(Fn.1038),S.189

LG Hamburg DWW(Fn.1038),S.190 LG Hamburg DWW(Fn.1038),S.190

LG Hamburg DWW(Fn.1038),S.190

LG Hamburg DWW(Fn.1038),S.190

1043

LG Hamburg WuM 1995,439

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号 (二〇二四年

- 1046 1045 LG Hamburg WuM(Fn.1044),S.439
- LG Hamburg WuM(Fn.1044),S.439f
- 1047 LG Hamburg WuM(Fn.1044),S.439
- 1049 1048 LG Gera WuM 2000,35.
- LG Gera WuM(Fn.1048),S35
- 1050 LG Berlin ZMR 2010,962
- LG Berlin ZMR(Fn.1050),S.962
- 1052 1051 LG Berlin ZMR(Fn.1050),S.962f LG Berlin ZMR(Fn. 1050),S.962.
- 1055 1054 1053LG Berlin ZMR(Fn.1050),S.963.
- LG Berlin ZMR(Fn.1050),S.963f.
- 1056 OLG Köln NJW 1968,1834.
- LG Wuppertal MDR 1970,332 OLG Köln NJW(Fn.1056),S.1834

1058 1057

- LG Wuppertal MDR(Fn.1058),S.332
- LG Wuppertal MDR(Fn.1058),S.332
- 1061 1060 1059 AG Wuppertal WuM 1971,25.
- AG Wuppertal WuM(Fn.1061),S.25.
- AG Wuppertal WuM(Fn.1061),S.25f
- AG Wuppertal WuM(Fn.1061),S.26
- 1066 1065 1064 1063 1062 LG München II WuM 1993,331
- LG München II WuM(Fn.1065),S.332
- LG München II WuM(Fn.1065),S.331

- 1068 LG München II WuM(Fn.1065),S.331.
- 1069 LG München II WuM(Fn.1065),S.331f
- 1070 LG Mainz WuM(Fn.943).
- LG Mainz WuM(Fn.943),S102
- 1073 1072 1071 LG Aachen WuM 1986, 252
- LG Aachen WuM(Fn.1072),S.252
- 1074 LG Aachen WuM(Fn.1072),S.252f
- 1076 1075 LG Aachen WuM(Fn.1072),S.253
- 1077 AG Tübingen ZMR 1986,60.

LG Aachen WuM(Fn.1072),S.253

- AG Tübingen ZMR(Fn.1077),S.60
- 1078 BGB旧五五六a条一項二文は、「相当な代替住居が要求できる条件で調達されることができない場合にも、苛酷さが存在する」、という規定
- 1080 AG Tübingen ZMR(Fn.1077),S.60.
- 1081 AG Tübingen WuM 1989,240.
- 1084 1083 1082 AG Tübingen WuM(Fn.1081),S.240
 - AG Lübeck WuM 1989,413.
- AG Lübeck WuM(Fn.1083),S.413
- AG Lübeck WuM(Fn.1083),S.413
- 1086 1085 AG Lübeck WuM(Fn.1083),S.413
- 1087 AG Lübeck WuM(Fn.1083),S.413
- AG Lübeck WuM(Fn.1083),S.413

西南学院大学法学論集

第五七巻

第一号 (二〇二四年